

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

上尾蓮田線	路線名
蓮田市関山三丁目三四七二番一地先	供用開始の区間
平成二十八年九月九日	供用開始の期日
平成二十六年六月二十日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第四号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一三・八〇メートル	備考